

○一関市特別支援教育就学奨励費支給規則

令和3年3月31日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、特別支援学級に就学する児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者の経済的負担を軽減するために支給する特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、一関市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級に就学している児童生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- (3) 在籍校以外の学校において学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第140条に規定する障害に応じた特別の指導を受けている児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学奨励費の支給対象者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助が行われている者
- (2) 児童福祉施設に入所し、就学に係る措置費の給付を受けている者

(支給対象経費)

第3条 就学奨励費の支給対象経費は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定)別記2に定める補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交通費のみを支給するものとする。

- (1) 一関市児童生徒就学援助事業実施規則(平成31年一関市規則第16号)の規定に基づき就学に係る援助を受けている者
- (2) 在籍校以外の学校において学校教育法施行規則第140条に規定する障害に応じた特別の指導を受けている者

(就学奨励費の額)

第4条 就学奨励費の額は、当該年度の特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助限度額以内の額で支給対象者の支弁区分に応じた額とする。

(申請)

第5条 支給対象者は、毎年度、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(様式第1号。以下「調書」という。)に必要な書類を添付し、児童生徒が在籍する学校の長(以下「校長」という。)を経由して市長に提出しなければならない。

2 就学奨励費の受給を辞退する者は、辞退届(様式第2号)により受給の辞退を届け出るものとする。

(支弁区分の決定)

第6条 市長は、支給対象者から調書の提出を受けたときは、その内容を審査し、申請者の属する世帯の支弁区分を算定して、校長を通じて支給対象者に通知を行うものとする。

2 前項の支弁区分は、次の各号に掲げる支給対象者に応じ、当該各号に定める区分とする。

- (1) 収入額が需要額の1.5倍未満の者 支弁区分Ⅰ
- (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の者 支弁区分Ⅱ
- (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の者 支弁区分Ⅲ

(支給方法)

第7条 就学奨励費の支給方法は、支給が決定した者が指定する預金又は貯金口座への振込みの方法により行うものとする。

(支弁区分の変更)

第8条 就学奨励費の支給を受けている保護者は、年度途中において次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を校長を経由して市長に届け出なければならない。

- (1) 調書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 保護者等の収入に著しい減少が生じたとき。

(決定の取消し)

第9条 市長は、年度途中において受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学奨励費の支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 児童生徒が一関市立の小学校及び中学校以外の学校に転校するに至ったとき。
- (2) 生活保護法第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助の受給者になったとき。

(3) 児童生徒が児童福祉施設に入所し、就学に係る措置費の給付を受けるとき。
(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

特別支援教育就学奨励費に係る取入額・需要額調査書

(整理番号) No.

保護者等氏名 (記名・押印又は署名)	住所	姓・名・生後氏名	学校名、学年(特別支援学級名)等	支庁区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の細区分 (1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2)	学 校 長 認 印
世帯の取入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)		要 額 等	
		氏名	生年月日 (満年齢) 職業または 在学学校名・学年 (出稼・収入額等の有無)	教育扶助基準 通学費 学校給食費 基準額	生徒扶助基準 第1期 期末一時扶助費 第2期
所得控除 の 内 容	給所得金額	円	年 月 日 ()	円	円
	退職所得金額		年 月 日 ()		円
	山林所得金額		年 月 日 ()		円
所得控除 の 内 容	社会保険料		年 月 日 ()		円
	生命保険料		年 月 日 ()		円
	雑費保険料		年 月 日 ()		円
	所得額(仮)	円	年 月 日 ()		円
	所得月額(Ⅱ×1/12)	円	年 月 日 ()		円
	障害者加算控除 (保護基準により算定)	円	年 月 日 ()		円
	取入額(D-E)	円	合 計	a 円	b 円
備考 事項	(通学費を要した者ごとに記入すること)			特記事項	
				支庁区分 <input type="checkbox"/> I 段階(合第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II 段階(* 第2号該当) <input type="checkbox"/> III 段階(* 第3号該当)	

(注)1 支庁区分は、特別支援学級の場合は、取入額が需要額の2.5倍未満の者はII段階、2.5倍以上の者はIII段階として段階とすること。
2 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
3 整理番号は個人別支給台帳の番号と合わせること。

児童生徒氏名

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

辞 退 届

年 月 日

一関市長 様

児童生徒

氏 名 _____

学校名 _____ 小・中学校

学 年 _____ 年

保護者

住 所 _____

氏 名 _____

年度特別支援教育就学奨励費の受給を辞退いたします。